

2 5 監 告 示 第 3 号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

平成25年3月29日

大町市監査委員	山	下	好	隆
同	荒	澤		靖

課 長	部 長

監査において指摘された事項及びその取組み状況又は結果

部課等 教育委員会生涯学習課

監査の種別	監査において指摘された事項	指摘事項に対する取組み状況又は結果
平成 2 4 年度 定期監査	公民館講座等の公金外現金の取り扱いについて、基準を定めて管理に遺漏がないよう取り扱うこと。	現在周辺市町村の取り扱い状況を調査中であり、今後公民館主事会等を通じて、取扱い基準を定めて管理に万全を期す。3月中の成案を目途としている。

- * 監査の種別には、財政援助団体等監査又は定期監査を記載すること
- * 用紙が不足する場合は、コピーして使用すること

課 長	部 長

監査において指摘された事項及びその取組み状況又は結果

部課等 市立大町総合病院

監査の種別	監査において指摘された事項	指摘事項に対する取組み状況又は結果
平成 2 4 年度 定期監査	発生主義に基づく処理、各勘定の月末の残高検証など基本を徹底されたい。	過年度の決算時に医師研究資金について未払金処理を行ったが、支出不要となったため当年度中途において振替処理により、各勘定の対応を行った。 看護師奨学金返還免除の手続きについては、振替処理により対応しているが、過年度分を含め奨学金貸与者台帳及び総勘定元帳等との整合を図るなかで、残高の検証を行っている。

- * 監査の種別には、財政援助団体等監査又は定期監査を記載すること
- * 用紙が不足する場合は、コピーして使用すること